くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年7月13日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ (小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 53.1トン
- 2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	1.0トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	2.2トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	8.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(1月から3月まで)	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6月まで)	2.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9月まで)	14.1 トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10月から12月まで)	18.5トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3月まで)	1.0トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 12.4 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁業	12.4 トン

変 更 後

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年7月13日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 53.1 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを 留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6	1011
月まで)	1.0トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9	
月まで)	2.2トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10 月から	
12月まで)	8.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(1月から3	1.2トン

変更前

くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。) における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月5日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 第一 くろまぐろ (小型魚)
 - 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 53.1 トン
 - 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを 留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6	1011
月まで)	1.0トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9	0.01.
月まで)	2.2トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10 月から	
12月まで)	8.6トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(1月から3	1.2トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6	
月まで)	<u>2.6</u> トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9	14.1.7.7.
月まで)	<u>14.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10 月から	10.5.1
12月まで)	18.5トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3	4.0.7.
月まで)	1.0トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 12.4 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁業	12.4 トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6	1.0.1.)
月まで)	1.9トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9	14.0 1.34
月まで)	14.8トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10 月から	10.5.1.
12月まで)	18.5トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3	
月まで)	1.0トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 12.4 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁業	12.4 トン

下線部が変更箇所